

# 第四次地域管理経営計画書 (北上川上流森林計画区)

(一斉変更)

計画期間 [ 自 平成23年4月 1日  
至 平成28年3月31日 ]

(第一次変更 平成24年3月)

(第二次変更 平成25年3月)

東 北 森 林 管 理 局



## 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

- 1 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第42号）附則第3条の規定により変更する。
- 2 森林共同施業団地設定を行い効率的な伐採の推進のため伐採総量及び更新総量を変更する。  
また、国土交通省による八幡平山系直轄砂防事業施工や松くい虫被害による伐採など、臨時伐採量の増加が見込まれることから伐採総量を変更する。
- 3 効率的な路網整備の推進のため路線計画を変更する。
- 4 国民参加の森づくりについて、国有林のフィールドを提供する協定を締結したことから変更する。

## 【変更項目及び頁】

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	1
3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	5
4 主要事業の実施に関する事項	7
II 国有林野の維持及び保存に関する事項	7
4 その他必要な事項	7
IV 国有林野の活用に関する事項	8
1 国有林野の活用の推進方針	8
V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	8
1 公益的機能維持増進協定締結に関する基本的な方針	8
2 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	8
VI 国民の参加による森林の整備に関する事項	9
1 国民参加の森林に関する事項	9

# I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

## 2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### (1) 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行うものとする。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、当計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原生的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養<sup>かん</sup>を目的とする「水源涵養<sup>かん</sup>タイプ」の5つに区分する。なお、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と機能類型との関係は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用、及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化や地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していく。

なお、具体的な取扱いについては、別途定める管理経営の指針に基づき実施することとする。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機能類型		公益的機能別施業森林		
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	水源涵養機能維持増進森林 (立地条件により除外する場合もある。)	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (対象区域:別表1)	
	気象害防備エリア			快適環境形成機能維持増進森林 (対象区域:別表2)
自然維持タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表3)	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (対象区域:別表4)
森林空間利用タイプ			保健機能維持増進森林 (対象区域:別表5)	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林 (対象区域:別表6)
快適環境形成タイプ			快適環境形成機能維持増進森林	
水源涵養タイプ				

注) 分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

- ① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項  
 山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに分けて取り扱う。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の強い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	面積	
		うち土砂流出・崩壊防備エリア	うち気象害防備エリア
面 積	8, 3 9 5	8, 3 9 5	—

- ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

なお、希少な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図る。

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	面積
		うち保護林
面 積	1 2, 0 9 9	5, 2 8 4

- ③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項  
森林空間利用タイプは、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者ニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にある地区や今後の維持管理等が見通し難い地区については、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図る。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うちレクリエーションの森
		面 積

- ④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項  
快適環境形成タイプは、騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象災害防止等、地域の快適な生活環境を保全する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

快適環境形成タイプの面積 (単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	該当なし

- ⑤ 水源涵養<sup>かん</sup>タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養<sup>かん</sup>タイプに関する事項  
水源涵養<sup>かん</sup>タイプは、良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

水源涵養<sup>かん</sup>タイプの面積 (単位：ha)

区 分	水源涵養 <sup>かん</sup> タイプ
面 積	3 7, 6 9 9

## (2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

### ① 沼宮内地区（1001～1112、1209～1211、1214、1315～1326、1409～1410 林班）

当地区は岩手町の丘陵林で、その多くがスギ、アカマツ、カラマツ人工林からなっており、木材等生産機能の発揮が期待されている森林については、機能類型に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。また引木沢地区は、下流域に農耕地があること等から水源涵養機能を発揮させるため、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

### ② 外山地区（59～71、80～87、205～372 林班）

当地区は、盛岡市の北東部に位置し、その多くがブナ、ナラを主とする天然林及びカラマツ人工林からなっている。水源涵養機能を発揮させるため主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。県立自然公園に指定されている地域については、盛岡市民の憩いの場になっていることから、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

### ③ 滝沢地区（15、42～48、90～95、143、156～166 林班）

当地区は、岩手山東山麓一帯とその下方に位置する丘陵林からなっている。山麓の上部は十和田八幡平国立公園に指定されていることから、自然景観の維持等保健文化機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。また、下方は水源かん養保安林に指定され、農耕地等への用水確保や水質保全等水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。丘陵林地帯は、分収造林契約地が多く、地域振興に活用されていることなどから、木材等生産機能の発揮が期待されている森林については機能類型に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

### ④ 志和・煙山地区（401～409、411～438 林班）

当地区は、北上川の右岸の丘陵林で、ブナ、ナラを主とする天然林及びスギ、カラマツ人工林からなっている。住宅地や農地に近く、更に下方に交通機関の施設があることから、ほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定され、山地災害防止機能と水源涵養機能の発揮が期待されていることから、「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

### ⑤ 根田茂川地区（501～516、518～538、540～550、552～555 林班）

当地区は、北上川の左岸に位置する丘陵林で、ブナ、ナラを主とする天然林及びスギ、カラマツ人工林からなっている。当地区は、根田茂川流域、毛無森周辺及びそれ以外の地域に分かれている。根田茂川流域は、集落に近く、流域内の集水は全て根田茂川に注ぐこと等水源涵養機能の発揮が必要なことから、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。また、毛無森周辺は早池峰山周辺森林生態系保護地

域に指定されており、自然環境の保全等保健文化機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。それ以外の地域は、比較的緩やかな地形をなしており、木材等生産機能の発揮が期待されている森林については機能類型に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

⑥ 葛根田地区（689～792、801～804 林班）

当地区は、葛根田川上流域と国見地区一帯に位置する山岳林で、ブナを主とする天然林及びスギ、カラマツ人工林からなっている。JR田沢湖線の北側の国見地区一帯は水源かん養保安林・土砂流出防備保安林に指定され、水源涵養機能及び山地災害防止機能を発揮させるため、「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。これ以外の地域は、十和田八幡平国立公園及び南八幡平自然休養林に指定されており、また、葛根田川最上流部のブナを主とする原生的な天然林は葛根田川・玉川源流部森林生態系保護地域に指定されており、自然環境の保全等保健文化機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

⑦ 御所・鶯宿地区（601～688、794 林班）

当地区は、鶯宿川流域に位置する山岳林で、ブナを主とする天然林及びスギ、カラマツ人工林からなっている。流域内に鶯宿ダムほか3つのダムが設置されており、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定され、また、下流には住宅、温泉宿などがあり、水源涵養機能及び山地災害防止機能を発揮させるため、「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

### 3 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、北上川上流流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、県、市町村、森林組合、林業事業体等と密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進めていく。

具体的には、地元材の需要拡大の推進と安定供給、低コスト作業システムの推進、森林病虫害対策の推進、間伐促進のための高性能林業機械の活用や列状間伐の実施、効率的な路網整備、ボランティア団体等が実施する森林整備、体験林業等の場としてフィールドの提供などに積極的に取り組むこととする。

(1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

県、市町村、林業事業体と連携し、地形等諸条件に適合した林業機械の組合せと生産性を検証し、効率性の高い作業システムの構築を図る。また、現地検討会等を開催することにより、民有林における低コスト化施業の普及・定着に努める。

## (2) 林業事業体の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な事業の発注に努めることにより、事業体の安定的な雇用の確保に資することとする。また、国有林材の安定供給システム販売の推進、低コスト作業システムを推進するための現地検討会の実施などに努める。

## (3) 民有林と連携した施業の推進

隣接する民有林との連携により事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。具体的には、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、土場の共有化、計画的な間伐等の森林整備の実施、民有林材との協調出荷などに取り組む。

また、民有林と連携して、間伐等から生産される木材資源から木質バイオエネルギーとしての活用を推進する。

## (4) 森林・林業技術者等の育成

森林・林業の再生に向け市町村行政の支援を行うため、国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有するフォレスター等を各種研修や業務を通じて育成することとする。

また、育成したフォレスター等及び県のフォレスター等と連携し、市町村森林整備計画策定への支援を行うとともに、技術指導や研修に必要な国有林野の多種多様なフィールドの提供、意見交換会等を通じて民有林の人材育成を支援する。

## (5) 林業の低コスト化等に向けた技術開発

民有林経営への普及を念頭にした効果的な間伐や路網と高性能林業機械等を組み合わせた低コストで効率的な作業システム等の技術開発を推進する。

その際、多様な森林のまとまりのあるフィールドを活用し、先駆的な技術や手法について国有林の管理経営や民有林における普及・定着に努める。

## (6) その他

### ① 安全・安心の取組

下流域の住民に対して現地見学会等により治山事業の情報提供を行う。

### ② 下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等

市町村、学校、NPO、山岳会、下流住民等と連携し、小学生等を対象にした森林教室の開催、高校生や大学生の職場体験学習の受入等を行う。

#### 4 主要事業の実施に関する事項

##### (1) 伐採総量

単位：m<sup>3</sup>

区 分	主 伐	間 伐	計
計	95,500	304,100	399,600

注1) ( ) は、間伐面積（単位：ha）である。

注2) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

##### (2) 更新総量

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新	計
計	409	16	425

##### (3) 保育総量

単位：ha

区 分	下 刈	つる切・除伐	計
計	1,340	132	1,471

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

##### (4) 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	18	33,547	—	—

## II 国有林野の維持及び保存に関する事項

#### 4 その他必要な事項

##### (4) その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努めることとする。

#### IV 国有林野の活用に関する事項

##### 1 国有林野の活用の推進方針

本計画区内の南八幡平自然休養林は、十和田・八幡平国立公園の南に位置し、葛根田川流域の山岳林でブナ・ミズナラ等を主体とする天然林により形成され、高層湿原、温泉、地熱発電、自然観察等で利用されている。

このように、国有林野の活用に当たっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

##### レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自然休養林	1	1, 8 8 3
自然観察教育林	1	1 4
風景林	1	8 2
森林スポーツ林	—	—
野外スポーツ地域	3	1, 4 3 5
風致探勝林	—	—
総 数	6	3, 4 1 5

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

#### V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

##### 1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われず、当該民有林野における土砂流出等の発生が国有林野の有する国土保全等の公益的機能の発揮に悪影響を及ぼす可能性がある。

このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、公益的機能維持増進協定制度を活用し、民有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

##### 2 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

## VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

### 1 国民参加の森林に関する事項

社会貢献の森

名 称 (市町村)	位 置 (林小班)	面 積 (ha)
三菱商事 芽ぐみの森 (盛岡市)	姫神岳国有林 (盛岡 60に4)	3.12